

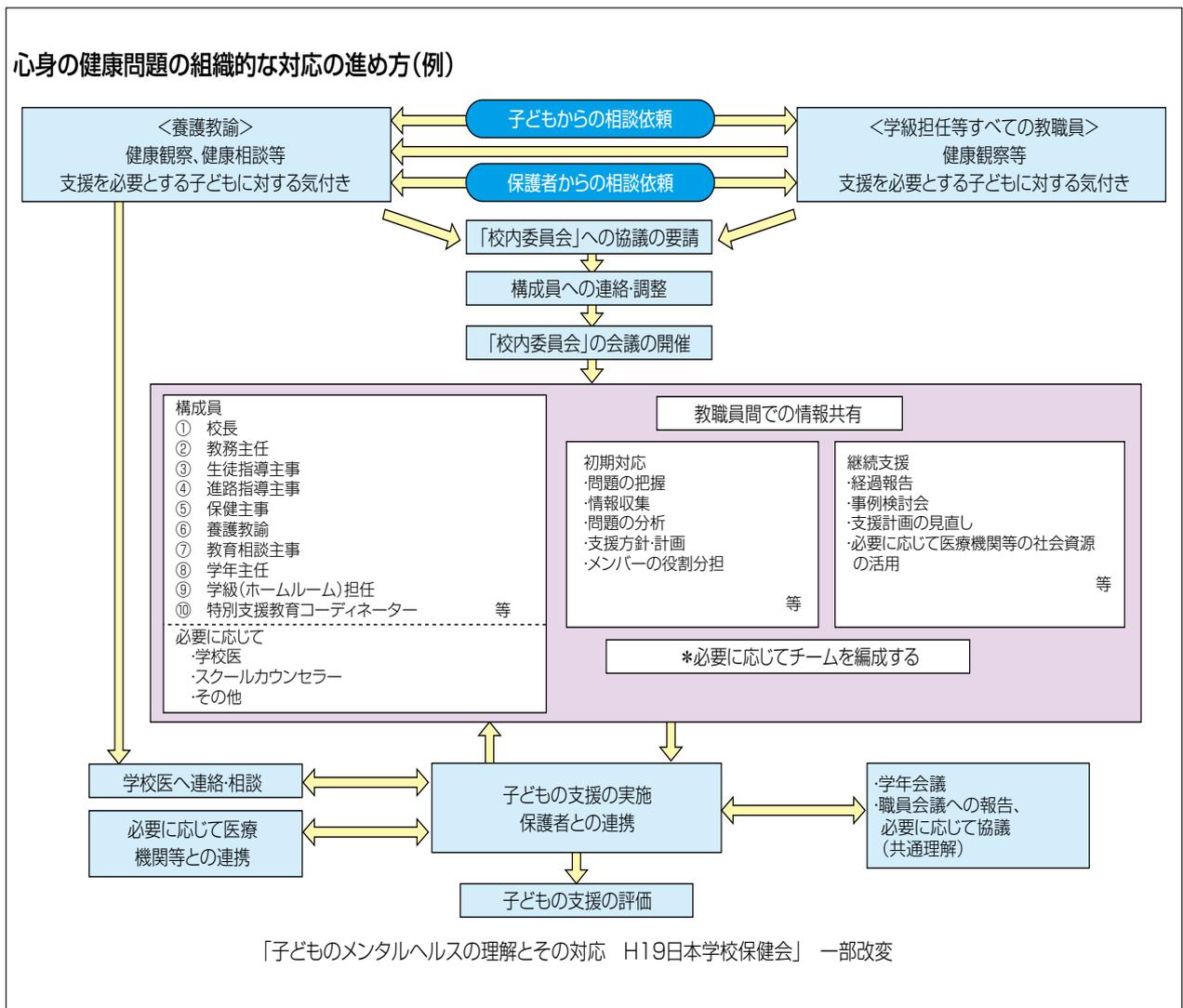
- ④ 保健教育が学校教育計画・学校保健計画に明確に位置付けられていること。
教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動等において、保健教育が計画的・組織的に実施されていること。
- ⑤ 日ごろから、子ども及び保護者等と信頼関係を築いておくこと。
- ⑥ 学校、家庭、地域社会との連携が図られていること。

災害や事件・事故が発生した場合は、地域の人々との連携が不可欠であるため、日ごろから地域の関係機関（相談機関、医療機関、精神保健福祉センター、民生委員・児童委員等）等の活用を図り、平常時から関係づくりをしておくことが大切である。

また、地域に開かれた学校づくりを推進し、関係機関等、地域社会との協力体制を構築しておく（学校評議委員会、学校保健委員会の開催等）。

（3）心身の健康問題への組織的な対応の進め方

個別の支援に当たっては、平常時から校内組織が機能していることが重要であることから、組織的な対応の進め方について次に例を示した。



(4) 心の健康問題の対応における教職員等の役割

次に子どもの心の健康づくりにかかわる教職員等の主な役割について述べる。(自然災害時における子どもの心のケアに関する教職員の役割については第5章「自然災害時における心のケアの進め方」P38参照)

① 校長・教頭等

学校全体で心の健康問題に適切に対応するためには、校内組織の活動を円滑に機能させる必要がある。そのためには、校長のリーダーシップは欠かせないものであり、報告を受けるだけでなく校内の委員会等に自ら進んで参加することや、会議の定例化を図り、全職員の共通理解のもと、問題の早期発見、早期対応に努めることが重要である。

また、子どもの心の健康問題の解決に向けて、カウンセリングだけでは解決できない医療的支援を必要とする場合も多いことから、家庭の対応においても適切に助言していく必要がある。さらに、校長は、常に子どものメンタルヘルスの理解に努め、対応に当たって中心的な役割を果たしている養護教諭と連携を密にしていくことが求められる。

●校長・教頭等の役割のポイント

- ア メンタルヘルスの理解を深める。
- イ 心の健康問題の対応に当たってリーダーシップをとる。
- ウ メンタルヘルスの理解と対応に関する校内研修を実施する。
- エ 教職員や保護者が管理職に相談しやすい、人間関係づくりに努める。
- オ 教職員、保護者、学校医等との連携を図り、信頼関係の確立に努める。
- カ 養護教諭がその役割を十分果たせるような校務分掌に位置付ける。
- キ 校内組織（教育相談部等）が有効に機能できるように体制の整備を図る。
- ク 教育委員会や地域の関係機関等と適切な連携が図れるネットワークづくりに努める。
- ケ 対応策に当たっての決定権をもつ。

② 養護教諭

養護教諭は、心身の健康問題のある子どもを支援していることが多いことに加え、担任、保護者からの相談依頼も多いため、学校における心身の健康問題への対応に当たっては、中心的な役割を果たすことが求められている。

主な役割は、「いじめや虐待等の早期発見、早期対応における役割」、「受診の必要性の有無を判断して医療機関へつなぐ役割」、「学校内及び地域の医療機関等との連携におけるコーディネーターの役割」等がある。また、問題に応じてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、心の相談員等の支援員を有効に活用しつつ連携を図っていくことが求められる。養護教諭はこれらの役割を果たすために、教職員、保護者、関係者との人間関係づくりに努め、信頼関係を築いておくことが大切である。

●養護教諭の役割のポイント

- ア 子どもの心身の健康問題の解決に向けて中核として校長を助け円滑な対応に努める。
- イ 学級担任等と連携した組織的な健康観察、健康相談、保健指導を行う。
- ウ 子どもの心身の健康状態を日頃からの確に把握し、問題の早期発見・早期対応に努める。
- エ 子どもが相談しやすい保健室の環境づくりに努める。
- オ 子どもの訴えを受け止め、心の安定が図れるように配慮する。
- カ 常に情報収集に心がけ、問題の背景要因の把握に努める。
- キ 子どもの個別の支援計画の作成に参画する。
- ク 学校ではどこまで対応できるのか見立てを明確にする。
- ケ 校内関係者や関係機関等との連携調整等を行う。
- コ 医学的な情報を教職員等に提供する。
- サ 地域の医療機関や相談機関等の情報を提供する。

③ 学級担任等

子どもの心身の健康問題の背景は、複雑化・多様化していることから、学級担任のかかわりのみで解決することは困難である。問題の把握に当たっては、子どもにかかわる情報の収集をはじめ、関係者との情報交換等により多角的な視点から観察し、子どもを多面的・総合的に理解する必要がある。

また、子どもの支援に当たっては、保護者の理解と協力を得ることが不可欠であるため、保護者との信頼関係の構築に日頃から努めておくことが大切である。

●学級担任等の役割のポイント

- ア メンタルヘルスに関する基本的な知識の習得に努める。
- イ 朝の健康観察や授業時間、休み時間、給食・昼食の時間、放課後の活動などにおいて、子どもの表情、ことば、身体、行動、態度、人間関係等に現れたサインをとらえるため、きめ細かな観察をして心身の健康問題の早期発見に努める。
- ウ 問題のある子どもだけでなく、すべての子どもについて理解するよう努める。
- エ この子はいつも〇〇な子だからという先入観にとらわれず、様々な視点から子どもを見るように心がける。
- オ 保護者及び子どもが担任に相談しやすい人間関係づくりに努める。
- カ 養護教諭をはじめ関係者と連携しながら組織的に対応する。
- キ 養護教諭と相互に連携して健康相談、保健指導を行う。

④ 保健主事

保健主事は、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言するこ

とが求められる。

●保健主事の役割のポイント

- ア 学校保健活動が円滑に行えるように総合的な学校保健計画の策定を行う。
- イ 学校保健と学校全体の活動に関する連絡調整を行う。
- ウ 学校、家庭、地域の関係機関等との連携を深めるため、学校保健委員会の活性化を図る。

⑤ 学校医等

中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）では、「これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から果たした役割は大きいものであった。今後は、子どもの従来からの健康課題への対応に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題についても、学校と地域の専門医療機関とのつなぎ役になるなど、引き続き積極的な貢献が期待される。」と提言されている。

災害時等においては、学校医等は PTSD の予防や早期発見、心のケアに関する啓発と指導など、学校と連携した子どもの健康課題への対応と心のケアへの支援が必要である。

学校医等は、子どもの健康管理はもとより、子どものメンタルヘルスの支援についてもかわることや、地域の医療機関等とのつなぎ役になるなどの役割が求められている。

●学校医等の役割のポイント

- ① 子どものメンタルヘルスについて医療的な見地から学校を支援する。
- ② 学校と地域の医療機関等とのつなぎ役になる。
- ③ 健康診断等から、児童虐待等の早期発見に努める。
- ④ 専門的な立場から健康相談、保健指導を行う。
- ⑤ 学校保健委員会に参加し、専門的な立場から指導・助言を行う。
- ⑥ 学校環境衛生の維持管理を行う。等

<関係法規>

【学校保健安全法】

（健康相談）

第 8 条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第 9 条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、そ

の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条

1～3（略）

4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5（略）

⑥ スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修のほか、事件・事故や自然災害などの緊急事態において被害を受けた子どもの心のケアなど、その活動は多岐にわたっている。

中央教育審議会答申（平成20年1月）では、「スクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修のほか、事件・事故や自然災害などの緊急事態において被害を受けた子どもの心のケアなど、近年ではその活動は多岐にわたっており、学校の教育相談体制において、その果たす役割はますます大きくなっている。」と提言されている。

災害時には、子どもの心の安全を守り、学校が元の機能を早く回復するために学校の相談体制に参加協力し、養護教諭や学級担任等との連携を密にして子どもの心のケアに当たる。

●スクールカウンセラーの役割のポイント

- ① 子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う。
- ② 保護者や子どもの個別面談を行う。
- ③ 教職員へのコンサルテーションを行う。
- ④ 関係機関との連携に関するつなぎ役になる。
- ⑤ 校内の関係委員会に参加し共通理解を図る。
- ⑥ 校長、養護教諭、学級担任等と連携して、必要な支援を行う。
- ⑦ 心のケアに必要な教職員の支援 等

⑦ 教育委員会

教育委員会は、域内の学校の情報を平常時から広範に把握し、適切な指導助言を行うとともに、教職員に心のケアに関する研修会の実施や、心のケアに関する啓発資料の作成などの備えをしておくことが大切である。

災害等が発生した場合においても適切に対応できるように、学校へ職員・専門家を派遣する等の支援体制を平常時から築いて置くことが必要である。また、地域と一体となって心の

ケアに取り組むことができるように、関係機関を交えた地域の組織体制づくり（会議の開催等）を指導的立場に立って推進していくことが求められる。

●教育委員会の役割のポイント

- ① 物的条件の整備（施設設備等）
- ② 人的条件の整備（支援職員の派遣及び専門家の派遣等）
- ③ 心のケアに関する研修会の開催
- ④ 啓発資料等の作成
- ⑤ 学校現場の実情を詳細に把握し、指導助言を的確に行う
- ⑥ 市町村レベルの支援体制の整備 等

2 心のケアに関する危機管理

(1) 危機発生時の対応のポイント

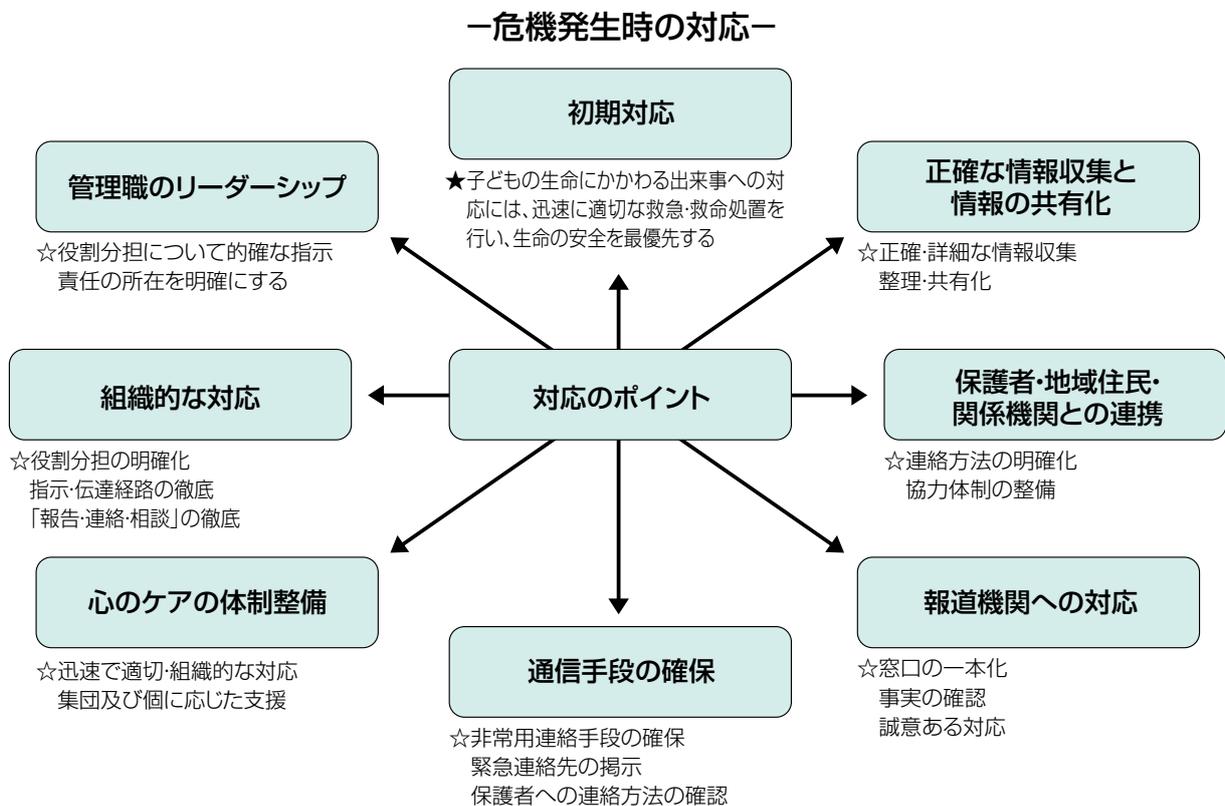
近年、児童生徒の安全の確保が重要な課題となっている中、学校保健法の一部改正が行われ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条に、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成が規定され、第3項に心のケアに関する規定が盛り込まれた。

各学校においては、危機発生時の対応が適切に行えるように、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、平常時から訓練やシミュレーションを行い備えておくことが必要である。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条

- 1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

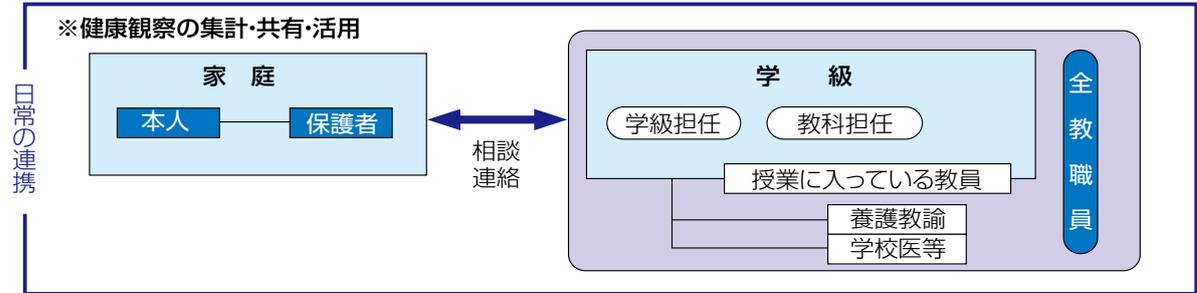


(2) 危機発生時等における心のケアに関する危機管理マニュアル (例)

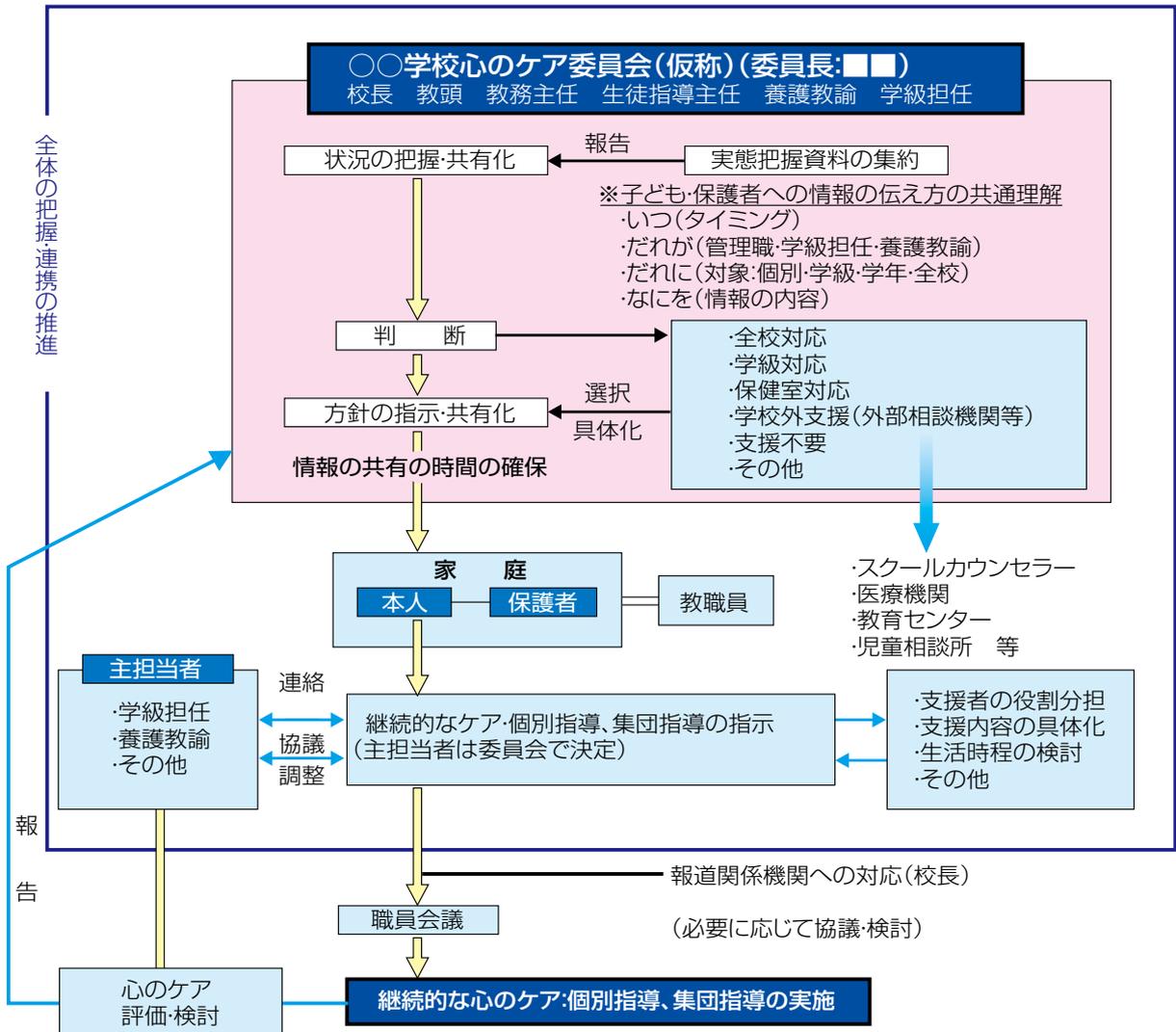
危機発生時等における心のケアに関する危機管理マニュアルについて、小学校の例を示したので、参考にいただきたい。

〇〇〇立〇〇〇小学校

- 〔平常時〕 ■心身の健康状態の把握(教職員による朝の健康観察・日常の観察)
 ■心のケアに関する教職員の研修(児童理解のための定期的の職員会議:月1回及び随時)



- 〔危機発生時〕 ■正確な情報の把握
 ■救急・救命処置
 ■安否の確認(自然災害時)
 ■心身の健康状態の把握(子ども・保護者・教職員)
- PTA・地域機関との連携
 ■教育委員会への情報提供
 ■報道機関への対応



⑤ 児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県・指定都市に設置され、18歳未満の子どもに関する様々な相談（養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等）に対応している。都道府県によっては、その規模などに応じて複数の児童相談所及びその支所を設置している。主な業務は、児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う。行動観察や緊急保護のために一時保護の制度もある。

⑥ 教育相談機関

各都道府県・指定都市の教育相談所・教育センターに教育相談を専門に行う部署が設置されており、教員、精神科医、心理関係職員などが、学校から相談依頼を受けた子どもの対応に当たっている。

⑦ 特別支援学校

学校教育法の一部改正により、平成19年4月から、特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての機能・役割（センター的機能）を果たすため、小・中学校などの要請に基づき、これらの学校に在籍する障害のある児童生徒などの教育に関し、助言・援助を行うよう努めることとされた。

センター的機能の例としては、幼稚園、小・中・高等学校等に在籍する障害のある子どもに対する指導・支援、保育所等の保育施設などに対する助言・援助、関係機関や保護者、地域の学校との連絡調整、などがある。（平成19年4月1日付初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」参照。）

⑧ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣の委嘱を受けると同時に児童福祉法における児童委員に充てられている。児童委員は、担当区域の児童や妊産婦について、生活や環境の状態を把握し、その保護、保健、福祉に関し、援助及び指導をするとともに児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力している。中でも、主任児童委員は担当区域を持たず児童福祉を専門に活動し、特に、虐待の防止・早期発見等に努めている。

⑨ 警察

警察は、警察法に基づき、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜索、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持を責務とする。少年問題については、「少年サポートセンター」を中心として、子どもを非行や犯罪被害から守る活動、非行少年の立ち直り支援の活動をしている。学校や行政等の関係機関、その他の団体と日常的に情報や意見交換を行い、子どもや家庭に対する支援が迅速かつ的確に行われるようにネットワークを広げている。

⑩ 市区町村における児童家庭相談援助

児童福祉法の一部を改正する法律により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市区町村の業務として規定された。市区町村は、子どもに関する問題に対して、家庭などからの相談に応じ、子どもの問題、子どものニーズ、置かれた環境の状況などを的確にとらえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、権利を擁護することになっている。

(3) 主な診療科とその内容

① 精神（神経）科

心の問題・脳の問題・体の問題に由来する精神症状

- ・ 環境や対人関係をはじめとするストレスによる心身の不調や不適応（うつ状態、自殺願望、食欲低下、感情の不安定、不眠、不登校、引きこもり 等）
- ・ 発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症 等）
- ・ 精神病（統合失調症、内因性うつ病、躁うつ病 等）
- ・ 薬物依存、アルコール依存
- ・ 不安障害（PTSD、強迫性障害、パニック障害 等）
- ・ パーソナリティ障害、解離性障害 等

② 小児（神経）科

一般的な身体疾患や心理社会的要因が関与する心身症、てんかん、発達障害、脳性マヒ

- ・ 子どもの成長や発達の評価、育児支援等、初診はおおむね15歳までを対象とする。

③ 心療内科

精神的要因が強く影響する内科・小児科的問題

- ・ 心身症、うつ病や摂食障害などに伴う身体症状 等

④ 神経内科

内科的治療を要する脳・神経筋疾患

- ・ 脳炎、筋ジストロフィー、脳外傷 等

(4) 関係機関等との連携における留意点

① 地域資源の把握

日ごろから、地域の医療、保健、福祉、司法等の関係機関の業務内容や特徴、相談時間について把握しておく。

② 日常の健康観察

日常の健康観察を丁寧にするすることで、子どもの心身の変化をつかみやすくなり、早期の受診や相談につなげることができる。教職員が行う毎日の健康観察のシステムを確立させておくことが重要である。

③ 保護者の同意

医療機関等の支援を求めるときには、担当者個人の判断によらず、組織として関係者と協議をして必要性を確認する。関係機関等（主治医等）と連絡を取る場合は、必ず、保護者及び子どもの同意を得て行う（虐待通告は同意不要）。保護者の不安を軽減するために、保護者の了解が得られれば、相談や受診の際に、担任や養護教諭が同行することも有効である。

また、保護者に医療機関等の紹介を行う場合には、「関係機関の役割の説明」、「相談の秘密は守られること」、「その後も学校として連携しながら対応すること」などを丁寧に説明して、了解を得る。保護者が子どもを病气扱いされたとか、見放されたと否定的に感じることはないようにし、子どものことを一緒に考えていくという共感的態度で臨む。

専門家の支援の必要性が高いにもかかわらず、保護者が受診や相談に拒否的な場合は、学校で指導していく上で、子どもの受診や相談等の専門的なアドバイスが必要である旨を丁寧に説明することが大切である。学校医、スクールカウンセラー、保健所の思春期相談など、比較的受診しやすい又は相談しやすいと思われるところからつなげることも考慮する。

